

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東浦町長 日高 輝夫

市町村名 (市町村コード)	東浦町 (234427)	
地域名 (地域内農業集落名)	藤江地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月20日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・傾斜がある農地は、耕作を行うことが難しいため、遊休農地の増加が見込まれる。
- ・愛知用水の老朽化により漏水が多く末端まで通水していないため、耕作が難しい農地がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域計画(目標地図)に位置付けた担い手を中心に集積・集約化を図っていく。
- ・集積・集約化ができた農地から基盤整備を行い、農作業の効率化を図る。
- ・遊休農地を減少させていくために担い手を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	128.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	128.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・農振農用地区域内の農地は、農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員・農地利用最適化推進委員が中心に話し合いを進め、担い手への農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手の意向に基づいて農地を貸し出すこととする。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地中間管理機構を利用して農地の集積・集約化が進んだ地域から補助金等を用いた基盤整備事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者がいた場合は、担い手や農業委員・農地利用最適化推進委員、関係機関(町、あいち知多農業組合等)が連携した支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域計画に位置付けた担い手は、周辺地域を含めた農作業の効率化を検討する。

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】 ・黒根地区ではイチジクの栽培を推奨していく。(⑤、⑨) ・皆栄町地区では直播き(水稻)を推奨していく。(⑨)
